

知的タイムス

国民一人一人の為の知的財産立国を創る

最近、テレビのコマーシャルでナインティナインの岡村氏が「君は、どーしてこんなな、釣れないの？」と歌いながらゲームをやっているシーンや、ベッキーがデコメ(メールのときに使用するキャラクターや絵文字)をやっているシーンが流れている。そのようなサービスを提供しているのがグリーである。驚くことにこれらのサービスは無料で提供されている。

田中氏がグリーを開始したのは2004年。忙しくてなかなか会えない友人とのつながりを持つために個人的に開発したホームページがきっかけだった。インターネットで多くの人間を結びつけた。自分の日記や情報を共有することができ、その後大きな転機を迎える。それは、DJIを提携である。多額の出資を受け、携帯電話向けサービスに転化する。その後の「アパレル(インターネット上で自分の分身のキャラクター)を導入する等、若者の気持ちをつかんだ。現在会員は1500万人にのぼる。一昨年の売上は139億円(営業利益は83億円)という快挙を成し遂げている。

先ほど、無料ゲームと言ったが実際は違う。もちろん最初は無料で遊べるのだが、釣りゲームであれば大きな獲物を狙いたいからもっといい竿が欲しいと思う。画面上でその釣竿が選べて買える仕組みになっている。ユーザーは夢中になって、他のユーザーと競い合い、情報をつなげ他人とのコミュニケーションを楽しむながらそのゲームを楽しむ

事務局 井上 隆己

たった6年で、グリー社長 田中良和氏、33歳の若者を世界的億万長者にしたアイデアとは？

最近、私は携帯電話をソフトバンクの「アイフォン」にした。無料のゲームや色々なとダウンロードして楽しんでいる。中には中学生が開発したゲームや健康診断のアプリ(ソフト)もあり驚かすという。そのような開発ソフトを携帯会社がユーザーに配布しているというから驚いた。誰でも開発できるようにしているのだ。興味があれば詳しく調べるといいかもしれない。あなたも、アイデア一つで、アプリ長者になれるかもしれない。

時代は確実に、機能や性能、産業から心づまり、それは人間の産業の発展だけを目的とした特許から、文化の発展を目的とした著作権への移行でもある。特許が不要になったわけではない。著作権の活用範囲がさらに広まってきたということである。

「特許が取れなくても商品化できる!」
「鉄しゃもじ」事業化秘話より

第72号
2010年7月1日
年6回 [有効月発行] 1, 3, 5, 7, 9, 11
1日発行 一部 500円(税込)
発行所 知的所有権協会
編集 松野 泰明
〒169-0273 東京都新宿区百人町1-10-1 第一ビル5F
TEL 03-3320-5844
FAX 03-3387-8005
URL http://www.e-dtrel.com
知的所有権協会
文化庁登録著作権等管理事業者
(第1009号)
・営業日: 火~土
・営業時間: 10:00~17:30
価格全て税込価格になっております。

著作権最新事情

きょうは「嫌な家事」

ぬか漬けをする際「古釘(鉄玉)」を入れています。鉄イオンの働きで、ナス等の漬物の発色をよくするための生活の知恵です。
しかし、手でぬか床をかき混ぜる時、古釘で怪我をしたり、鉄玉がごろごろと指に当たって邪魔です。指でかぶれて肌荒れしたり、匂いが付く嫌な家事の一つでした。
神奈川県在住の当会会員、池田真由美さんは、手を汚さぬように、しゃもじをつかってぬかを混ぜていましたが、「しゃもじを鉄で作ったらよいのではないかと？」とひらめきました。
早速、アイデアをまとめて、知的所有権(著作権)登録。そして南部鉄器で有名な岩手県の企業「岩手」を顧客でアイデア売込を行い、製品化されました。
鉄しゃもじで混ぜ終わったら、ぬか床に差しておくだけで、手も汚れません。発色を良くする鉄分補給にもなるので、古釘等を混ぜておく手間も無くなりました。

「特許が取れなくても商品化できる!」

こんなすばらしい商品でも、「しゃもじを鉄で作っただけ」なので技術的進歩性は低く、特許権の権利は取れません。しかし、特許法では評価がゼロのアイデアも、著作権法なら大きな価値を付ける事ができます!
ポイントはパッケージ裏面に印刷された「手が汚れず、ぬか床のお手入れラクラク。鉄分補給で漬物も色鮮やかです…」という、鉄しゃもじの販売に必要な不可欠な説明文。
商品の販売で必要不可欠な、説明文や取扱説明書は、作家、村上龍等が書く小説の文章と同じように「言語著作物」として著作権法によって保護され、無断複製や模倣を禁じます。鉄しゃもじのパッケージには、説明文が著作権で保護されている根拠を示す「知的所有権協会登録 第193144号」の表示がされています。

特許が取れなくても商品化できる! 「鉄しゃもじ」事業化秘話より

知的所有権登録第193144号



「知的所有権」も「力」の一つ

特許権が取れないアイデアでも、著作権を活用すれば、同じ程度で保護が可能。おまけに、特許権の権利期間20年よりも長い、創作者の死後50年後まで続く著作権の権利期間を有効に使えば、発明家存命中はもとより、死後、孫子の代まで長期間口イリテイを得ることも可能になります。
大切なのは、「誰がいつ考えたか」創作事実の証拠を明確に残す事。知的所有権(著作権)登録制度だけでなく、アメリカ政府機関「コピーライトオフィス」が行う著作権登録制度は、創作事実立証だけでなく、強い抑止力も期待できるので、さらに利用価値は高まります。(松野泰明)

「米国コピーライトオフィスへの著作権登録申請、無料見積もり受付中!」
オンライン申請制度導入により、従来2ヶ月要した審査期間が、9~12ヶ月へ大幅短縮(未公開著作物の場合)！
具体的な相談も受付中。貴方(貴社)のアイデアごとにコンサルティング致します。
ご不明な点は、担当松野まで(資料請求は100円切手券)。